

国民体育大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)国民体育大会関係標章の使用に関する規程(以下、「国体標章使用規程」という。)第10条に基づき、国民体育大会に関係する標章(以下、「標章」という。)を本会及び国民体育大会開催決定地(又は内定地)実行委員会(又は準備委員会)(以下、「実行委員会」という。)以外の第三者が使用するにあたり、その使用許可に関する権限を実行委員会に委任する際に必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 この細則において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会マーク(図形)
- (2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- (3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
- (6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- (7) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (8) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(委任対象及び申請手続き)

第3条 実行委員会は、第三者に対する標章の使用許可に関する権限の委任を希望する場合、申請書(別紙様式1)に本細則に準拠した取扱規程を添付して、本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項による申請内容が本細則に準拠していると認められる場合は、標章の使用許可に関する権限を実行委員会に委任することとする。

3 実行委員会は、当該委任に基づき、標章の使用を第三者に許可することができる。

(委任期間)

第4条 委任期間は、本会より委任を受けた日から委任を受けた実行委員会が開催する国民体育大会の開催年度末までとする。

(使用許可の範囲)

第5条 実行委員会が標章の使用を許可できる範囲は、営利を目的としないものであって、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は国民体育大会の開催に寄与するものと認められるとき
- (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び国民体育大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき
- (3) 一般へのスポーツ又は国民体育大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等

を展示するものと認められるとき

- (4) その他本会がスポーツ活動及び国民体育大会開催に寄与すると認めるとき
- 2 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、標章の使用を許可するものとする。
- (1) スポーツ又は国民体育大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき
 - (2) 「国体標章使用規程」に規定される使用上の遵守事項に従わないとき
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき
 - (6) 使用目的が明らかでないとき
 - (7) その他、本会が標章の使用について不相当と認めるとき

(実行委員会の義務)

第6条 実行委員会は、標章の使用を許可された者が標章を毀損することなく正しく使用するよう監督する義務を負う。

- 2 実行委員会は、標章の使用許可にあたり、本会及び実行委員会が共同で実施する国体協賛に協賛する企業又は団体への優先的配慮を行う義務を負う。

(不適切な使用に対する排除)

第7条 実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがある場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。

- 2 実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがあると本会より指摘を受けた場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。

(報告)

第8条 実行委員会は、自らが行った標章使用の許可について本会に報告する義務を負う。

- 2 前項に定める報告は、報告書の提出により行う。
- 3 本細則又は許可内容に違反して許可を取り消されたものについても当該報告書に記載することとする。
- 4 第2項に定める報告書は、実行委員会が開催する国民体育大会が終了するまで単年度ごとに提出しなければならない。

附 則

1. この細則は国民体育大会標章等の使用許可権の委任に関する細則(平成19年4月1日より施行)を改定し、平成23年6月24日より施行する。
2. この細則は、平成24年6月21日から施行する。
3. この細則は、平成30年4月1日に改定し、同日から施行する。
4. この細則は、平成30年8月30日に改定し、同日から施行する。
5. この細則は、令和元年12月13日に改定し、同日から施行する。